

牛久市農業委員会第29回総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月10日(月)午後2時00分～

2. 開催場所 牛久市役所分庁舎2階 第1会議室

3. 出席者

農業委員(13名)

会長 13番 山越 康義

委員	1番 吉田 功	2番 川村 隆一	3番 飯田 光夫
	4番 坪井 隆典	5番 村松 昇平	6番 澤田 臣男
	7番 平沢 克人	8番 山越 隼人	9番 花島 常雄
	10番 塚崎 光子	11番 藤田 文男	12番 中山 みつい

農地利用最適化推進委員(5名)

委員 中島 一郎 鈴木 正規 橋本 龍治 大塚 康夫 橋本 勝慶

農業委員会事務局(3名)

事務局長 杉山 正光 事務局長補佐 近藤 絹 主事 稲本 誠一郎

4. 欠席委員 なし

5. 議案

議案第1号	農地法第3条の規定による所有権移転許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による賃借権設定許可について
議案第3号	農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の取下願について
議案第4号	現況証明願に対する地目の確認及び証明の交付について
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

6. 会議の概要

事務局	定刻になりましたので、開会にあたり、会長にご挨拶を頂きまして、引き続き牛久市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長に議長をお願いいたします。
会 長	ただいまより第29回農業委員会総会を開会いたします。 出欠委員の報告がありますが、在任委員13名中、出席委員13名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数以上の出席により本総会が成立していることを宣言いたします。 次に、議事録署名者の指名がありますが、議長の指名により任命してよろしいか、お諮りします。
一 同	異議なし。
会 長	それでは、議事録署名者に、11番、藤田文男委員、12番、中山みつゐ委員を指名いたします。 参与は、農地利用最適化推進委員の中島委員、鈴木委員、橋本龍治委員、大塚委員、橋本勝慶委員です。 事務局は、杉山事務局長、近藤事務局長補佐、書記として稲本主事です。 それでは議事に入ります。 議案第1号から第5号まで一括上程いたします。なお、審議の都合上、議案第1号より審議いたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について、議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可についてです。 第1項の田宮町につきまして、申請者は、当該地が自宅近くにあり耕作の利便が良いため、売買による所有権移転の許可申請をするものです。譲受人は市内在住の農業従事者で、今後は上記の取得により落花生を作付けし、収益増を図る計画であります。農作業に従事する世帯員は2名、年間農業従事日数は150日で、農地取得の権利は有しております。以上です。
会 長	現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。
塚崎委員	令和7年10月31日、現況確認調査を、藤田委員、中山委員、杉山局長、稲本主事と私で行いました。現地写真をご覧ください。 議案第1号第1項ですが、ご覧いただいております写真のように現況は貸農園状態ですが、所有権移転後は自作地として落花生を栽培するとのことですので。以上です。
会 長	以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

大塚推進委員 農地法を通さない貸し借りは違法等、知らない人が多いことから問題も起きるのではないか。

会長 他にないようなら、農業委員に対して質疑を許します。

川村委員 今後の対応として、農地パトロール等で把握し自作地として営農を開始しているかをきちんと確認していくべきではないか。

一同 異議なし。

会長 他に質疑はございませんか。議案第1号について、原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

過半数委員 異議なし。

会長 異議なし賛成多数と認め、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可についてです。
第1項、奥原町につきまして、申請者は、当該地について農業経営基盤強化促進法による賃借権設定により借り受けていましたが、令和7年4月1日以降、同法による利用権の設定ができなくなったことから借受人の要望により農地法第3条第1項による申請に変更して賃借権を設定するものです。農業従事者は6名、農作業経験は40年以上で、年間従事日数は200日です。申請地では水稻を作付の予定です。以上です。

会長 現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

塚崎委員 議案第2号第1項ですが、ご覧いただいております写真のように、管理されている状態であることをご報告いたします。

会長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一同 異議なし。

会長 質疑はございませんか。議案第2号について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

一同 異議なし。

会長 異議なし全員賛成と認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたします。
続きまして、議案第3号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の取下願について、議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の取下願についてです。
第1項、新地町につきまして、当該地は譲渡人外1名との共有で持分を2分の1ずつとする農地です。申請者は譲渡人の持分面積101㎡について、経営規模拡大のため、所有権移転許可申請をしておりましたが、その後、耕作する計画が無くなったとの理由により、本申請の取下願が提出されたものです。以上です。

会長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一同 異議なし。

会長 質疑はございませんか。議案第3号について原案のとおり取下を承認してよろしいか、お諮りします。

一同 異議なし。

会長 異議なし全員賛成と認め、議案第3号は、原案のとおり取下を承認することに決定いたします。
続きまして、議案第4号、現況証明願に対する地目の確認及び証明の交付について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第4号、現況証明願いに対する地目の確認及び証明の交付についてです。
県の事務処理要領によれば、願い書に添付の写真によらず、原則として農業委員3人以上と事務局職員により現地確認を実施し、証明の範囲であるものと認められたものについては、当総会で議決し、証明願に奥書証明を行い、交付することになっております。
第1項の結束町外2筆につきまして、申請者から非農地証明願いが提出された案件です。現地の写真として、約26年前の航空写真が添付されております。以上です。

会長 現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

塚崎委員 議案第4号第1項ですが、現在より約26年前、平成11年当時の国土地理院の航空写真から見ても、結束町2筆はすでに山林化しております。柏田町はバイパスの新設工事による残地となって原野化しており、非農地として証明することについて問題はないと思われま

す。

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 異議なし。

会 長 質疑はございませんか。議案第4号について原案のとおり証明してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたします。続きまして、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題に供します。議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、1番、吉田功会長職務代理は議事参与できませんので退席願います。

～ 吉田代理 退席 ～

会 長 事務局より説明願います。

事務局 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてです。

議案第5号の資料をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により牛久市長から提出された農用地利用集積等促進計画（案）に関しまして、農業委員会が答申する意見について審議するものです。

資料を1ページおめくりください。新規分のものです。

表1段目、賃貸借権設定10年以上について、田5件、5,856㎡、畑6件、25,527㎡です。表2段目、使用貸借権設定10年以上については、畑2件、4,671㎡。合計13件、36,054㎡です。詳しくは次ページのとおりです。

次に、さらに1ページおめくりください。再転貸分になります。

表1段目、賃貸借権設定3年から10年未満が、畑2件、18,646㎡、表2段目、使用貸借権3年から10年未満が、畑1件、2,546㎡。合計3件、21,192㎡です。詳しくは次ページのとおりです。

続いて、さらに1ページおめくりください。期間満了分になります。

表1段目、賃貸借権設定10年以上について、田2件、7,043㎡です。詳しくは、次のページのとおりです。以上です。

- 会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。
- 推進委員 特にありません。
- 会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。
- 一 同 異議なし。
- 会 長 質疑はございませんか。議案第5号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。
- 一 同 異議なし。
- 会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたします。吉田功会長職務代理の議事参与を認めます。

～ 吉田代理 着席 ～

- 会 長 次に報告事項です。農地法第4条および第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について、事務局処務規程第6条の規定に基づき専決処理した件について、事務局より報告がありましたので資料をお読み取りください。
- 本日の議事は、すべて終了いたしました。
- 以上をもちまして、第29回農業委員会総会を閉会いたします。円滑な議事運営にご協力いただき有り難うございました。